

会議録システム更改業務に係る

企画提案応募要領

令和 7 年 4 月

沖縄県議会事務局議事課

1 趣旨・目的

沖縄県議会事務局では、本会議及び委員会に係る会議録の作成、ホームページへの掲載、検索機能等をシステム化した会議録システム（H C L Notes）（以下「現行システム」という。）を平成11年度より導入している。

現行システムは、本会議録及び委員会記録の検索画面、検索機能がそれぞれ異なること、検索機能が限定的であることや検索結果のデータ抽出・出力機能が備わっていないなど、「利用者へのサービス提供」「会議録情報の活用」の面で課題を抱えている。

本事業は、現行システムの更改による利用者の利便性向上を目的として会議録システム A S P サービスを導入するものであり、システム構築を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 本企画提案に係る委託業務の概要

- (1) 業 務 名 会議録システム更改業務
- (2) 契 約 期 間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 業 務 内 容 「会議録システム更改業務委託契約書(案)」「会議録システム更改業務仕様書」（以下「仕様書」という）を参照すること。
- (4) 提案上限額 金13, 192, 960円（消費税及び地方消費税を含む）
但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、経費見積合計額は、上記提案上限額の金額を超えてはならない。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 都道府県議会の会議録システムについて、A S P サービスの導入に係るシステム構築業務契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度の認証取得又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークのいずれかを取得していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

※参考：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

第167条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第32条第 1 項各号に掲げる者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (6) 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 沖縄県内に事業所を有する場合は、県税の滞納がないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと

(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(10) 共同企業体による応募の場合は、以下の要件を満たすこと。

①共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。

②共同企業体を構成する全ての構成員が、応募資格(3)から(9)までの要件を満たし、いずれかの構成員が(1)及び(2)を満たすこと。

③構成員が他の共同企業体の構成員として、または単独で本件企画提案に応募することはできない。

4 スケジュール(予定)

スケジュールは以下のとおり予定している。

項 目	日 程
企画提案公募及び質問受付開始	令和7年4月16日(水)
質問書(様式1)の提出期限 ※質問者のみ	令和7年4月25日(金) ※17時必着
参加申込書(様式2)提出期限	令和7年5月9日(金) ※17時必着
企画提案書等の提出期限	令和7年5月16日(金) ※17時必着
一次審査(書類審査)結果通知	令和7年5月23日(金) (予定)
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年6月5日(木) (予定)
二次審査(プレゼンテーション)結果通知	令和7年6月9日(月) (予定)
契約締結	令和7年6月13日(金) (予定)

5 応募方法

(1) 参加申込

①申込期限

令和7年5月9日(金) 17時必着(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

②申込方法

下記③の提出書類を郵送または持参により提出。郵送の場合は、書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、申込期限内に到着するよう送付すること。

③提出書類

参加申込書(様式2)

④提出先

〒900-8501 沖縄県那覇市泉崎1-2-3 沖縄県議会棟2階
沖縄県議会事務局 議事課

(2) 企画提案書等の提出

①提出書類

以下の書類を作成し、期限までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

ア 企画提案応募申請書(様式3)

イ 会社概要(様式4)、定款の写し及び会社組織図(任意様式)

ウ 契約実績(様式5)及び契約書の写し

エ 企画提案書(本要領「6 企画提案書の仕様」参照)

オ 経費見積書(本要領「9 経費見積について」参照)

カ 誓約書(様式6)

キ 共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ) (様式7)

ク 履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの、原本)

ケ 参加に関し支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任されている

- ことが分かる書類（委任状等）
- コ 直近1事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
- サ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税について滞納がないことを証明する書類
- シ 沖縄県内に事業所を有する場合は、直近1事業年度の県民税及び事業税について滞納がないことを証明する書類
- ス 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証取得又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークが付与されていることを確認できる書類（写し）

②提出期限

令和7年5月16日（金）17時 ※必着

③提出先

〒900-8501 沖縄県那覇市泉崎1-2-3 沖縄県議会棟2階
沖縄県議会事務局 議事課

④提出部数等

- ア 上記「①提出書類」のうち、ア～オは各7部（正本1部、副本6部）
※A4版フラットファイルに、ア～オの順に編綴し適宜インデックスを付けること。
- イ 上記「①提出書類」のうち、カ～スは各1部
※フラットファイルへの編綴は不要。
- ウ 企画提案書は、PDFデータ版も作成し、CDメディア（CD-R等）に格納の上、1部提出すること。

6 企画提案書の仕様

(1) 企画提案書の形式

A4版・任意様式とする。30ページ以内とし、下部にページ番号を記載すること。

(2) 企画提案書に記載する内容

仕様書の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。

以下の内容についての提案は、必ず行うこと。

記載項目	説 明
提案するシステムの仕様について	提案するシステムの特長及び仕様書で示す「システム機能要件」「非機能要件」「サービスレベル」の適合状況について示すこと。
システム構成	会議録システムを利用するに当たっての全体構成・稼働環境についてイラスト・イメージ図などを用いて示すこと。
システムの操作性について	利用者にとっての使いやすさ、見やすさ等のアクセシビリティについて示すこと。
情報の適正管理について	データセンターのセキュリティー対策について具体的に示すこと。また、情報セキュリティー対策について具体的に示すこと。
作業スケジュール及び実施体制について	システム稼働までの作業内容とそのスケジュール及び実施体制（人員配置）について示すこと。共同企業体の場合は、構成員が業務の実施上果たす役割をそれぞれ明確にすること。
システムの運用・保守に対する考え方	運用・保守業務の内容、障害発生時のサポート体制等について示すこと。
ライフサイクルコスト	システムのライフサイクルコスト（初期構築費用及び導入後の運用保守費用（年額））について示すこと。

7 質疑応答

質問は、質問書(様式1)により電子メールで受け付ける。

(1) 質問書送付先

沖縄県議会事務局議事課 宛て

E-mail: aa170003@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和7年4月16日(水)から令和7年4月25日(金)17時まで

(3) 質問に対する回答期限及び方法

令和7年5月2日(金)までに沖縄県ホームページに掲載する。

8 企画提案の審査

(1) 一次審査(書類審査)

県議会事務局議事課において提出された書類により、応募資格、企画提案の内容について審査を行い、上位3者程度を選定する。なお、応募者が3者以下の場合は、応募資格のみ審査する。

一次審査を通過した者に対しては、審査結果及び二次審査(プレゼンテーション)の実施日時等を電話及び電子メールにて通知する。

一次審査を通過しなかった者に対しては、審査結果のみ電子メールにて通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

①日 時: 令和7年6月5日(木) 午後2時～午後4時(予定)

②場 所: 沖縄県議会事務局 会議室(予定)

③審査時間: 1者当たり30分程度(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

④審査方法: 提出された企画提案書に基づき、提案者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案書の内容を総合的に審査の上、順位付けを行い、最も優れた提案を行った者(第一位入選者)を優先交渉権者として決定する。

⑤留意事項: ア プレゼンテーションへの出席者は、各提案者3名以内とする。

イ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書のみを用いて行い、資料の追加・差替えは認めない。

ウ 提出された書類は返却しない。

⑥審査結果の通知

: 審査結果は、書面で通知する。審査結果についての異議申し立て、質問等は受け付けない。

(3) 審査項目

審査項目	評価の視点
1. 提案するシステムの特長・機能	☒ 仕様書に定める要件、サービスレベルへの適合状況 ☒ 本業務の趣旨・目的である「システム利用者の利便性向上」に資する提案であるか。
2. 情報の適正管理	☒ データセンターのセキュリティ対策の状況。 ☒ 情報セキュリティ対策の状況。
3. 作業スケジュール及び実施体制	☒ 確実に業務が遂行できるスケジュール及び実施体制(人員配置)となっているか。
4. 受託実績	☒ 都道府県議会における会議録システム(A S Pサービス)の導入実績。
5. システム運用・保守	☒ 安定したシステム稼働に資する運用・保守の内容、サポート体制について。
6. ライフサイクルコスト	☒ 初期構築費用及び導入後の運用保守費用の提案価格の妥当性・経済性について。

9 経費見積について

本業務に係る提案上限額は、13,192,960円（消費税及び地方消費税を含む）とする。但し、この金額は企画提案のために設定したものであり、必ずしも契約金額とはならない。

経費見積は、A4版・任意様式とし、以下のとおり「初期構築費用」と「導入後の運用保守費用（1年間）」の2種類の見積書を提出すること。

(1) 初期構築費用

仕様書の内容に基づき提案上限額の範囲内で見積もること。概ね次の項目に区分して作成し、単価、積算内訳、見積条件について明記すること。

- ①初期構築費用（人件費）
- ②会議録データシステム登録変換料（平成28年～令和7年分）本会議録（過年度分）
- ③会議録データシステム登録変換料（平成28年～令和7年分）委員会記録（過年度分）
- ④消費税

※①は、作業項目ごとに人数・1人当たりの単価など積算内訳を明記すること。

※②及び③は、仕様書「3.1.2(2)」の表に記載する過年度分のデータ件数（文字数）と1文字当たりの変換料（単価）を基に見積額を算出すること。

※上記①～④以外の項目で発生する費用があれば適宜追加すること。

(2) 導入後の運用保守費用

システム導入後の運用保守費用について、1年間の所要額を見積もること。概ね次の項目に区分して作成し、単価、積算内訳、見積条件について明記すること。

- ①システム月額使用料（ASP運用保守業務）
- ②会議録データシステム登録変換料（令和8年以降・1年分）本会議録
- ③会議録データシステム登録変換料（令和8年以降・1年分）委員会記録
- ④消費税

※①は、月額単価など積算内訳を明記すること。

※②及び③は、仕様書「3.1.2(2)」の表に記載する現年分のデータ件数（文字数）と1文字当たりの変換料（単価）を基に見積額を算出すること。

※上記①～④以外の項目で発生する費用があれば適宜追加すること。

10 委託契約

(1) 契約の締結

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、第一位入選者を優先交渉権者として委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、第一位入選者との間で、委託内容に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い、委託契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則（抜粋）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3） 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- （5） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- （6） 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （7） 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （8） 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- （9） 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （10） 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （11） 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- （12） 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （13） 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （14） 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

11 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業の実施に当たっては、沖縄県と随時実施内容を協議しながら進めていくものと
し、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (3) 当該提案に要する一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (4) 1 事業者（又は 1 共同事業体）につき、企画提案は 1 件とする。
- (5) 提出された企画提案書・審査内容・審査過程については、公表しない。
- (6) 書類提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (7) 企画提案書等の提出書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (8) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した
場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置を取ることがある。

12 問合せ先

〒900-8501

沖縄県那覇市泉崎 1-2-3 沖縄県議会棟 2 階

沖縄県議会事務局 議事課記録班 （担当：古我知）

TEL：098-866-2574

E-mail：aa170003@pref.okinawa.lg.jp